

令和2年（ワ）第6225号 六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 岩田雅一 外210名

被告 日本原燃株式会社

答 弁 書

令和2年7月30日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町二丁目19番地

弁護士ビル7階

明大昭平・法律事務所

電 話 045-212-3618

FAX 045-212-0973

被告訴訟代理人 弁護士 池 田 直 樹



〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目20番13号

長屋文裕法律事務所

電 話 03-6891-1021

FAX 03-6891-1022

被告訴訟代理人 弁護士 長 屋 文 裕



〒100-6315

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

丸の内ビルディング15階

岩田合同法律事務所（送達場所）

電話 03-3214-6230

FAX 03-3214-6209

被告訴訟代理人 弁護士 坂本倫子

弁護士 伊藤菜々子



〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエアWest18階

島田法律事務所

電話 03-3217-5134

FAX 03-3217-5101

被告訴訟代理人 弁護士 大久保由美



〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目15番3号

プリメーラ道玄坂1104

渋谷合同法律事務所

電話 03-6712-7454

FAX 03-6684-4146

被告訴訟代理人 弁護士 枝吉経



〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

日比谷国際ビル

日本原燃株式会社東京支社

電話 03-6371-5780

FAX 03-6371-5789

被告訴訟代理人 弁護士 増田 剛



略語例

原子力基本法	原子力基本法（昭和30年法律第186号）
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
原子力規制委員会設置法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）
再処理規則	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）
本件再処理工場	被告の有する青森県上北郡六ヶ所村所在の再処理工場
本件再処理施設	本件再処理工場に係る原子炉等規制法で定める再処理施設
再処理事業所	本件再処理施設を設置する被告の事業所（本件指定申請をした当時の名称は六ヶ所事業所であり，平成4年7月1日に六ヶ所再処理・廃棄物事業所と，平成6年7月1日に再処理事業所と，名称を順次変更した。）
本件指定申請	日本原燃サービス株式会社（当時）が平成元年3月30日付けで内閣総理大臣に対して行った再処理事業所における再処理の事業の指定の申請

本件指定	被告が平成4年12月24日付けで本件指定申請に対し内閣総理大臣から受けた再処理事業所における再処理の事業の指定
本件事業変更許可申請	被告が平成26年1月7日付けで原子力規制委員会に対して行った再処理事業所における再処理の事業の変更許可の申請
本件事業変更許可	被告が令和2年7月29日付けで本件事業変更許可申請に対し原子力規制委員会から受けた再処理事業所における再処理の事業の変更許可
東北地方太平洋沖地震	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所事故	東北地方太平洋沖地震に伴う津波に起因して生じた東京電力株式会社（当時）福島第一原子力発電所における事故

目 次

第1	請求の趣旨に対する答弁	8
第2	請求の原因に対する認否	8
第3	はじめに	8
第4	本件再処理工場の概要	9
1	原子燃料サイクル	9
(1)	原子燃料サイクルの概要	9
(2)	原子燃料サイクルの意義	11
(3)	我が国における原子燃料サイクルの推進の経緯	11
2	本件再処理工場に係る安全規制の概要	16
(1)	従前からの安全規制の概要	16
(2)	福島第一原子力発電所事故を踏まえた改正	19
3	被告の再処理の事業等の実施	22
(1)	被告の行う原子燃料サイクルに係る事業	22
(2)	本件再処理工場の設置の経緯	23
4	本件再処理工場の概要	26
(1)	本件再処理工場の位置, 構造, 主要な施設	26
(2)	再処理の方法	27
(3)	再処理能力及び再処理する使用済燃料の特徴	27
(4)	本件再処理工場の主要な施設の概要	28
5	本件再処理工場の主な特徴	30
(1)	運転条件の穏やかな化学工場ともいふべき施設	30
(2)	一定の冷却期間が経過した使用済燃料を受け入れて処理する施設	30
第5	運転差止訴訟の審理の在り方	31
1	人格権に基づく差止請求権の要件及び主張立証責任	31
(1)	侵害予防請求権としての差止請求権の要件	31

(2) 具体的危険性の判断.....	33
(3) 具体的危険性の判断における科学的, 専門技術的知見の考慮.....	34
(4) 差止請求権の要件事実の主張立証責任.....	35
(5) 原告らの主張に対する反論.....	35
2 本件訴訟の審理の在り方.....	45
3 原告らの主張する事由のうち差止請求権の発生を根拠付けるとは解されないもの.....	46
(1) 憲法上の権利に関する主張.....	46
(2) 「命をつなぐ権利」という主張.....	48
(3) 「高度の安全性」に関する主張.....	48
(4) 福島第一原子力発電所事故等の事故事例に関する主張.....	49
(5) 請求原因事実との関係が不明瞭な主張.....	50
第6 求釈明.....	50

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

追って述べる。

第3 はじめに

本件は、原告らが、本件再処理工場の運転により原告らの人格権が侵害されるとしてその差止めを請求しているものであると解される。

ところが、訴状における原告らの多岐にわたる主張は、上記請求を根拠付ける事実として主張されているのか、それとも、単なる背景事情、周辺事情として主張されているのかの不明なものが極めて多いといわざるを得ない。

いうまでもないことであるが、民事訴訟においては、訴訟物とされた実体法上の権利について、当事者の主張する当該権利の発生を根拠付ける要件事実又は当該権利の発生の障害を根拠付ける要件事実、当該権利の行使の阻止を根拠付ける要件事実若しくは当該権利の消滅を根拠付ける要件事実を対象として審理判断が行われるべきであって、これらの要件事実に関わらない事項について様々な主張、立証が幅広くなされていけば、審理は混乱し、徒に訴訟の長期化を招くことは明らかである。

したがって、本件訴訟においても、訴訟物とされている原告らの人格権に基づく侵害予防請求権としての本件再処理工場の運転の差止請求権の発生を根拠付ける要件事実等を対象として審理がされるべきであり、この要件事実に関わらない様々な事項についての議論がされて審理が混乱することがないように留意される必要がある。

被告は、本書面において、本件再処理工場につき説明するに当たり、原子燃料サイクルの概要、本件再処理工場に係る安全規制等について述べ、本件再処理工場の特徴を明らかにし（後記第4）、その後、人格権に基づく侵害予防請求としての本件再処理工場の運転の差止訴訟の審理の在り方につき述べることとする（後記第5）。

第4 本件再処理工場の概要

1 原子燃料サイクル

我が国は一貫して原子燃料サイクルを推進してきており、本件再処理工場は、その中で必須の位置を占める再処理を実施する役割を担う施設である。そこで、本件再処理工場に関する理解の一助として、原子燃料サイクルの概要、その意義、その推進の経緯を説明する。（乙第1号証、乙第2号証）

（1）原子燃料サイクルの概要

原子力発電所で燃料として使用されるウラン（注1）は、ウラン鉱石の採鉱から始まり、製錬、転換、濃縮、再転換、成型加工（注2）の各工程を経て燃料となる。この燃料は、原子力発電所で、原子炉（注3）に装荷され燃焼されて発電に使用された後、使用済燃料として原子炉から取り出される。そして、再処理の工程において、使用済燃料の中から、燃え残りのウランや発電の過程で新たに生成されたプルトニウム（注4）を物理的、化学的処理

により取り出し、これらを原子力発電所で再び新しい燃料（ウラン燃料，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料，注5））として再利用（リサイクル）する。このように燃料を循環させる一連の流れは、「原子燃料サイクル（核燃料サイクル）」と呼ばれる（乙第2号証37，38ページ，別紙図1）。

原子力発電所で使用されるウラン燃料には，ウランの同位体（注6）のうち，燃える（核分裂反応（注7）を起こして熱エネルギーを発生させる）ウラン235が3ないし5パーセント程度（以下，ウラン等の燃料に占める割合は，特に断らない限り，重量比で表す。）含まれており，残りの95ないし97パーセント程度はほとんど燃えない（ほとんど核分裂反応を起こさない）ウラン238である。原子炉で3ないし4年間燃やした後の使用済燃料にも，1パーセント程度のウラン235が残り，また，ウラン238の一部は原子炉内で中性子（注8）を吸収して燃えるプルトニウム239に変わり，これが1パーセント程度存在している。すなわち，使用済燃料には，燃えるウラン235及びプルトニウム239並びにほとんど燃えないウラン238の燃料に再利用できる物質が合わせて95パーセント以上含まれている。このような使用済燃料からウランとプルトニウムを取り出す工程が，再処理である。再処理により取り出したウランは，転換，濃縮等の工程を経てウラン燃料に加工し，再び原子力発電所で使用する。また，再処理によって取り出したプルトニウムは，ウランと混ぜてウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）に加工する。この燃料を軽水炉（注3）型の原子力発電所で使用することを，「プルサーマル」（注9）と呼んでいる。

このように使用済燃料から燃料として再利用することができる物質を取り出す再処理によって，初めて原子燃料の再利用が実現するのであるから，これを担う本件再処理工場は，我が国の原子燃料サイクルの中で必須の位置を占める施設である。

(2) 原子燃料サイクルの意義

我が国の原子力発電所で燃料として使用されるウランは、カナダやオーストラリア等の政情の安定した国に分散して存在し、これらの国から輸入されるため、燃料の供給安定性に優れているところ、原子力発電所で使用したウラン燃料（使用済燃料）を再処理し、ウランとプルトニウムを取り出しこれを燃料として再利用する原子燃料サイクルにより、ウラン資源の利用効率を高め、原子力発電の特長である燃料の供給安定性を更に高めることができる。現在、使用済燃料は国内に約1万9000 t・U_{Pr}（注10）（令和2年3月末、乙第7号証及び第8号証）貯蔵されているとともに、今後も原子力発電に伴い新たに発生するため、これらを再処理することにより準国産のエネルギー資源を創出することが可能となる。エネルギー資源に乏しく、その大部分を輸入に依存している我が国では、準国産のエネルギー資源を確保するため、原子燃料サイクルの確立が必要不可欠であり、その推進を今後も堅持することが重要である（乙第2号証13，14ページ）。

加えて、使用済燃料を再処理した際に分離される放射能（注11）の高い廃液をガラス固化体（注12）にすることによって、処分しなければならない高レベル放射性廃棄物（注13）の体積を、使用済燃料を直接処分（注14）する場合に比べて約4分の1に減容し、その有害度についても天然ウランと同程度になるまでの期間を約10万年から約8000年へと約12分の1にすることが可能となるなど、高レベル放射性廃棄物の処分に関する負担を軽減することができる（乙第2号証14ページ）。

(3) 我が国における原子燃料サイクルの推進の経緯

原子燃料サイクルは前記（2）で述べた意義を有しており、以下で述べるとおり、我が国は、原子力発電の開発当初から独自の原子燃料サイクルの確立を目指し、推進してきており、福島第一原子力発電所事故を経た現在においても、これを基本の方針としている。

ア 原子力発電開発の黎明期における原子燃料サイクルの推進

我が国では、第二次世界大戦後の経済復興により電力需要が急増する中、将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として、原子力の研究、開発及び利用を推進していくこととされ、昭和30年に原子力基本法が制定された。そして、昭和31年には、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図ることを目的として、原子力委員会が総理府に設置され（中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）により、平成13年1月6日以降は内閣府に設置されるものとされた。）、また、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として特殊法人である日本原子力研究所が、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として特殊法人である原子燃料公社がそれぞれ設立された。原子力委員会は、昭和31年、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「長期計画」という。）を策定し、原子力の研究及び利用が、我が国のエネルギー需給の問題を解決するのみならず、産業の急速な進展を可能にし、学術の進歩と国民の福祉の増進をもたらすものであることに鑑み、速やかにその実用化を図り、特に我が国の国情に最も適合する型式の動力炉を国産化することを目標としたほか、原子炉の研究については日本原子力研究所を中心として行うこと、再処理については極力国内技術によることとし、原子燃料公社をして集中的に実施せしめることを方針として掲げた（乙第9号証183ページ）。

昭和38年には、日本原子力研究所が、動力試験炉（J P D R : Japan Power Demonstration Reactor）において我が国最初の原子力発電を行い、

昭和41年には、電気事業者によって設立された日本原子力発電株式会社が東海発電所において我が国最初の原子力発電所の商業運転を開始した。また、国産の新型動力炉の開発及び我が国の実情に合った原子燃料サイクルを確立する研究開発を、政府、産業界等の国の総力を結集して推進することとなり、昭和42年、原子燃料公社が解散され、同公社の業務を承継して特殊法人である動力炉・核燃料開発事業団（注15、以下「動燃」という。）が設立された。動燃は、昭和46年には茨城県那珂郡東海村に再処理工場（以下「東海再処理工場」という。）の建設を開始し、昭和52年には東海再処理工場において我が国で最初に使用済燃料の再処理を行った。

イ 原子力発電の発展期における原子燃料サイクルの推進

昭和50年代に入ると、国内では電気事業者が相次いで原子力発電所を建設し、その発電規模は、昭和52年度末で我が国の総電源の7パーセント強を占め、更にその比重が急速に増大することが期待されるなど、エネルギー源としての原子力発電の地位が高まった。

このような中、原子力委員会は、昭和53年の長期計画において、「原子力発電所からの使用済燃料を、計画的かつ安全に再処理するとともに、回収されたウラン及びプルトニウムを再び核燃料として利用することは、ウラン資源に乏しい我が国にとって、必要不可欠である。このため、核燃料サイクル確立の一環として、再処理は国内で行うことを原則とし、我が国における再処理体制を早急に確立する」とし、さらに、「今後増大する再処理需要に対処するため、より大規模な再処理施設、いわゆる第二再処理工場を建設するものとする。この第二再処理工場は、本格的な商業施設として、その建設・運転は、電気事業者を中心とする民間が行うものとし、（中略）速やかに建設に着手することが必要である」と明記した（乙第10号証207ページ）。

そこで、昭和55年3月、民間による商業用再処理工場の建設及び運転

等を進めることを目的として、電気事業者が中心となった出資により、日本原燃サービス株式会社が設立された。同社は、再処理工場の設計、建設に当たっては、再処理について豊富な経験を有するフランスの技術を中心に、イギリス、西ドイツ及び我が国で開発され、蓄積されてきた技術をこれに付加して導入するとともに、これまで原子燃料サイクルに係る研究開発を進めてきた動燃から技術協力を受けた。なお、東海再処理工場については、本件再処理工場への技術移転がされた後、平成29年6月に原子力規制委員会に対し廃止措置計画の認可の申請が行われ、平成30年6月にその認可がされた。

また、昭和60年3月、原子力発電所の燃料となる濃縮ウランの国産化及び原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設処分の事業化を目的として、電気事業者が中心となった出資により、日本原燃産業株式会社が設立された（なお、後記3（1）で述べるとおり、同社は日本原燃サービス株式会社に合併され、日本原燃サービス株式会社は商号を日本原燃株式会社（被告）とした）。

このようにエネルギー源における原子力発電の比重が高まり、原子燃料サイクルが推進される中、平成14年にはエネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）が制定され、政府は、平成15年同法に基づき、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画であるエネルギー基本計画を策定した。同計画は、原子力発電について、その燃料は国際情勢の変化による影響を受けることが少なく供給安定性に優れており、資源依存度が低い準国産エネルギーとして位置付けられ、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を持っていることから、安全確保を大前提として今後とも基幹電源と位置付け引き続き推進するものとし、また、原子燃料サイクルについて、供給安定性等に優れているという

原子力発電の特性を一層改善するものであることから、この政策を推進することを国の基本的考え方としている。

また、原子力委員会は、平成17年に、昭和31年以降策定してきた長期計画に代えて原子力政策大綱を策定し、同大綱において、原子力発電を基幹電源に位置付けてこれを着実に推進していくべきであるとし、また、今後の使用済燃料の取扱いに関し、再処理や直接処分などの選択肢それぞれについて、①安全性、②技術的成立性、③経済性、④エネルギー安定供給、⑤環境適合性、⑥核不拡散性、⑦海外の動向、⑧政策変更に伴う課題、⑨社会的受容性、⑩選択肢の確保（将来の不確実性への対応能力）という10項目の視点からの評価を行い、その結果として、我が国においては、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効に利用することを基本的方針とし、使用済燃料の再処理は、原子燃料サイクルの自主性を確実なものにするとの観点から国内で行うことを原則とする（全量国内再処理）との基本的考え方を示した（乙第11号証32、34ないし38ページ）。

ウ 福島第一原子力発電所事故後における原子燃料サイクルの推進

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故を踏まえて、政府は、平成26年4月国内外のエネルギーを巡る環境の大きな変化に対応すべく第四次のエネルギー基本計画を策定し、さらに、平成30年7月第五次のエネルギー基本計画（乙第12号証）を策定した。これらの基本計画では、エネルギー政策につき、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築を目指し、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図るという基本的な視点を明確にし、この基本的な視点に基づき、供給安定性、経済性、環境性に優れた原子力発電を、安全性の確保を大前提に、「ベースロード

電源」(発電コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源をいう。)に位置付けるとともに、原子燃料サイクルについて、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、その推進を基本的方針とし、本件再処理工場の竣工等に向けて進めていくものとしてこれを堅持している(乙第12号証12ないし14, 17, 19, 53, 54ページ)。

2 本件再処理工場に係る安全規制の概要

(1) 従前からの安全規制の概要

原子力の研究、開発及び利用の基本方針等を示すため原子力基本法が制定され、同法の精神に則り、原子炉等による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うことなどを目的として原子炉等規制法が制定されている(同法1条)。原子炉等規制法(原子力規制委員会設置法による改正(以下「本件改正」という。)前のもの)における、再処理の事業その他の原子力の利用等に係る安全規制の概要は、以下のとおりである。

ア 分野別安全規制

原子炉等規制法は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用につき、これを各種分野に区分し、それぞれの分野の特質に応じて所要の安全規制を行うという分野別安全規制の体系を採用している。すなわち、同法は、その規制対象を、製錬の事業(第2章)、加工の事業(第3章)、原子炉の設置、運転等(第4章)、貯蔵の事業(第4章の2)、再処理の事業(第5章)、廃棄の事業(第5章の2)、核燃料物質等の使用等(第5章の3)、国際規制物資の使用等(第6章の2)に分け、それぞれの分野で、所定の事業や行為を行うために行政庁の指定、許可等を受けなければならないもの

としている。

イ 段階的安全規制

また、原子炉等規制法は、それぞれの分野で、施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して所要の安全規制を行い、これらを通じて原子力の利用等に係る安全確保を図るという段階的安全規制の体系を採用している。

第5章の再処理の事業に関する規制に関し、被告が内閣総理大臣から本件指定を受けた当時の原子炉等規制法（平成10年法律第62号による改正前のもの）の規定についてまずみると、①動燃及び日本原子力研究所（日本原子力研究所法（昭和31年法律第92号）22条2項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。）以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、内閣総理大臣の指定（以下「事業指定」ということがある。）を受けなければならないとされ（原子炉等規制法44条1項）、内閣総理大臣は、事業指定の申請が、「再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」（同法44条の2第1項1号）、「その指定をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」（同項2号）、「その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること」（同項3号）、「再処理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」（同項4号）のいずれの基準にも適合していると認めるときでなければ指定をしてはならないとされ（同項）、事業指定をする場合において、同項1号、同項2号及び同項3号（経理的基礎に係る部分に限る。）の適用については原子力委員会の意見を、同号（技術的能力に係る部分に限る。）及び同項4号の適用については原子力安全委員会（注16）の意見をそれぞれ聴き、これを十分に尊重してしなければならないとされていた（同条3項）。原子力安全委員会は、同条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び同項4号に定める要件に適合しているか

否かの審査（これを「安全審査」という。）において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）、再処理規則等のほか、原子力安全委員会の定めた、核燃料施設安全審査基本指針（昭和55年2月7日原子力安全委員会決定）、再処理施設安全審査指針（昭和61年2月20日原子力安全委員会決定）及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定）等に照らしてこれを行ってきた。

続いて、事業指定を受けた者（以下「再処理事業者」という。）は、②再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされていた（同法45条1項前段）ほか、③保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされていた（同法50条1項前段）。そして、④再処理事業者は、再処理施設の工事及び性能について内閣総理大臣の検査（使用前検査）を受け、これに合格した後でなければ再処理施設を使用してはならないとされていた（同法46条1項前段）。また、⑤使用済燃料の溶解槽その他の再処理施設であって溶接をするものについては、その溶接の方法につき内閣総理大臣の認可を受け、かつ、その溶接について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理事業者は、これを使用してはならないとされていた（同法46条の2第1項本文、2項）。事業開始後においても、⑥再処理事業者は、再処理施設のうち所定のものの性能について、内閣総理大臣が毎年1回定期に行う検査（定期検査）を受けなければならないとされていた（同法46条の2の2第1項）。

再処理事業者が、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法その他の事項（同法44条2項2号から4号まで又は6号）を変更しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとされていた（同法44条の4第1項本文、以下「変更許可」ということがある。）。変

更許可については、事業指定についてと同様に、その申請が、上記にみた「再処理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」（同法44条の2第1項4号）その他の同項各号に定める基準に適合しているときでなければしてはならないことなどが定められていた（同法44条の4第5項、44条の2）。

以上にみた再処理の事業に関する規制については、事業指定等を行う権限を有する行政庁が経済産業大臣とされたこと（中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）による原子炉等規制法の改正による。）などのほかは、本件改正に至るまで変わることがなかった。

（2）福島第一原子力発電所事故を踏まえた改正

福島第一原子力発電所事故を契機として、平成24年、原子力規制委員会設置法が制定され、原子力規制委員会が設置されたほか、同法により原子力基本法及び原子炉等規制法が一部改正され（原子炉等規制法のこの改正が本件改正である。）、これらにより、原子力の利用等に係る安全規制が以下のよう強化された。

ア 原子力規制委員会の設置

福島第一原子力発電所事故を契機に明らかとなった原子力の利用等に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、一の行政組織が原子力の利用等の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力の利用等における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力の利用等における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会が設置された（原子力規制委員会設置法1条）。原子力規制委員会は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）3条2項

に基づくいわゆる三条委員会として高度の独立性が保障され（原子力規制委員会設置法2条）、その委員長及び委員は、独立してその職権を行い（同法5条）、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとされ（同法7条1項）、また、原子力規制委員会が三条委員会として設置された目的を達成するため、専門技術的事項について、独立かつ中立の立場から原子力規制に必要な規則を制定できるよう、原子力規制委員会規則を制定することができるものとされた（同法26条）。なお、原子力規制委員会の設置に伴い、原子力安全委員会が廃止された（同法附則13条）。

イ 原子力基本法における基本方針の改正

原子力基本法については、原子力の利用等については安全の確保を旨とする基本方針（同法2条1項）につき、「確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」との規定（同条2項）が追加された。

ウ 原子炉等規制法における技術的能力及び災害の防止に係る基準の強化等

原子炉等規制法については、その目的に関する規定が、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を（中略）を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」とされた（同法1条）。

そして、前記（１）で述べた原子力の利用等に係る安全規制の体系（分野別安全規制及び段階的安全規制）は変更されなかったが、それぞれの分野及び段階における規制を行うための指定、許可等の基準が強化された。再処理の事業の指定についてみれば、再処理事業者の技術的能力に係る基準を定める同法４４条の２第１項２号が「重大事故（中略）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること」とされ、使用済燃料等による災害の防止に係る基準を定める同項４号が「再処理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」等とされた。

なお、平成２９年法律第１５号により、原子力事業者等の安全確保に関する一義的責任をより明確にし、これを原子力規制委員会が確認するものとすべく、再処理の事業に関しては、まず、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備が事業指定の段階から求められることとなり、前記（１）イで述べた①再処理の事業の指定の基準に、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることが追加され（原子炉等規制法４４条の２第１項５号、４４条２項９号）、同③保安規定に、品質管理体制の整備等につき具体的に記載し、これについて再処理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けなければならないとされ（同法５０条１項前段、２項１号）、次に、同②再処理施設に関する設計及び工事の方法と同⑤溶接の方法とが併せて「設計及び工事の計画」に一本化され、当該計画につき原子力規制委員会の認可を受けなければならないとされ（同法４５条１項本文）、また、再処理事業者は、同④再処理施設について検査（使用前事業者検査）を行い、原子力規制検査により原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、当該再処理施設を使用してはならない

とされ（同法46条，61条の2の2第1項），同⑥定期に，再処理施設について検査（定期事業者検査）を行い，その開始に当たっては1か月前までに，終了したときは遅滞なく，その旨をそれぞれ原子力規制委員会に報告し，原子力規制検査を受けなければならないものとされた（同法46条の2の2，61条の2の2第1項，再処理規則7条の12の2第1項，2項）。

エ 原子力規制委員会の規則

原子力規制委員会は，前記アのとおり規則制定権を付与されており，その発足に際し，専門技術的事項について，原子力規制に必要な原子力規制委員会規則，告示，内規等を制定し，その後も必要に応じてそれらの制定，改正を行っている（これらの原子力規制委員会規則，告示，内規等を総称して，「新規制基準」という。）。

再処理の事業に係る新規制基準につき述べると，原子力規制委員会は，原子炉等規制法44条の2第1項4号の委任を受けて，再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）を制定しているほか，その解釈を示すものとして再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年11月27日原管研発第1311275号原子力規制委員会決定）を定め，また，基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定）等を示している。

3 被告の再処理の事業等の実施

(1) 被告の行う原子燃料サイクルに係る事業

日本原燃サービス株式会社は，昭和55年3月，再処理の事業等を行うことを目的として設立され，また，日本原燃産業株式会社は，昭和60年3月，ウランの濃縮の事業等を行うことを目的として設立された。日本原燃サービ

ス株式会社は、平成4年7月1日、日本原燃産業株式会社を合併するとともに、商号を日本原燃株式会社（被告）に変更し、現在に至っている。（乙第3号証37ページ）

被告は、青森県上北郡六ヶ所村に本店を置き、主に次の事業を営むことを目的としており、原子燃料サイクルに係る事業を担っている（乙第3号証38ページ）。

- ①ウランの濃縮（前記2（1）アの「加工の事業」）
- ②原子力発電所等から生ずる使用済燃料の再処理（同「再処理の事業」）
- ③電気事業者が使用済燃料の再処理を海外に委託し、これに伴い発生した高レベル放射性廃棄物等の一時保管（同「廃棄の事業」）
- ④低レベル放射性廃棄物の埋設（同「廃棄の事業」）
- ⑤混合酸化物燃料（MOX燃料）の製造（同「加工の事業」）

上記を施設の観点から述べると、被告は、ウラン濃縮工場（上記①）、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（上記③）及び低レベル放射性廃棄物埋設センター（上記④）の各施設を操業するとともに、MOX燃料工場（上記⑤）の建設を進めている。本件再処理工場（上記②）の設置の経緯については、項を改めて述べる。（別紙図2，乙第3号証5，6，37，38ページ）

（2）本件再処理工場の設置の経緯

電気事業連合会は、昭和59年7月27日、青森県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所村に原子燃料サイクルに係る施設を立地することについての協力要請を行った。そして、青森県及び六ヶ所村が、県内各界各層への意見聴取や県議会及び村議会の議論等を踏まえて立地協力要請を受諾したことを受けて、日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社（いずれも当時。以下同じ。）は、昭和60年4月18日、青森県及び六ヶ所村との間で、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」を締結した。

日本原燃サービス株式会社は、平成元年3月30日、原子炉等規制法（平

成10年法律第62号による改正前のもの) 44条1項に基づき、本件再処理施設(再処理事業所)に係る再処理の事業の指定の申請(本件指定申請)を行い、被告は、平成4年12月24日、内閣総理大臣から、本件指定申請につき再処理の事業の指定(本件指定)を受けた(中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)1301条により、内閣総理大臣がした本件指定は、同法による改正後の原子炉等規制法に基づき経済産業大臣がした指定とみなされ、さらに、原子力規制委員会設置法附則3条1項により、本件改正後の原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会がした指定とみなされている。)

次いで、被告は、平成5年1月13日以降9回にわたり、原子炉等規制法45条1項前段に基づき、本件再処理施設の設計及び工事の方法の認可の申請を行い、同年4月14日、内閣総理大臣の権限の委任を受けた科学技術庁長官(当時)から、第1回の申請につき認可を受け、同月28日、本件再処理工場の建設に着工した。

本件再処理施設のうち使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に関して、被告は、平成8年12月17日、原子炉等規制法(平成11年法律第157号による改正前のもの)50条1項前段に基づき保安規定の認可の申請を行い、平成9年12月18日、同申請につき認可を受け、また、平成11年12月3日、工事及び性能について使用前検査に合格し、再処理の事業を開始した。その後、被告は、平成12年12月19日、使用済燃料の本格的な受入れを開始し、使用済燃料の貯蔵を行っている。

本件再処理施設のうちその余の各施設では、被告は、平成13年4月から各施設の安全機能及び生産性能の確認等を目的とする試験を行っている。同試験は、最初から使用済燃料を用いるのではなく、水、蒸気等を用いて機器の機能・性能を確認した上で使用する流体等を試薬、ウラン、使用済燃料と順次実際の取扱物に近づけていくとともに、試験対象を機器単体、系統、施

設又は建屋，再処理工場全体へと範囲を広げて行う。これらの試験は，流体等の種類ごとに，通水作動試験（平成13年4月から平成16年9月まで），化学試験（平成14年11月から平成17年12月まで），ウラン試験（平成16年12月から平成18年1月まで），使用済燃料による総合確認試験（以下「アクティブ試験」という。同年3月開始）に分かれ，被告は，このうちウラン試験及びアクティブ試験を行うに当たり，それぞれ保安規定の変更認可の申請を行い，同申請につき認可を受け，また，通水作動試験ないしアクティブ試験を段階的に行う中で工事及び性能に係る使用前検査を受けている。上記のうちアクティブ試験は，実際に使用済燃料を再処理し，プルトニウムや核分裂生成物（注17）の取扱いに係る再処理施設の安全機能及び機器・設備の性能，具体的には，核分裂生成物の分離性能，ウランとプルトニウムの分配性能，環境への放出放射能，液体廃棄物及び固体廃棄物の処理能力等の確認を行うものであり，被告は，平成25年6月には，アクティブ試験計画書に定める44の試験項目のうち40項目を終了し，残り4項目も着手済みであった。他方，この時既に，福島第一原子力発電所事故を契機とする原子炉等規制法の改正（本件改正）を受けた新規制基準の策定が進んでいたため，上記の4項目については，本件再処理施設が新規制基準に適合していることを確認された後に行うこととした。

被告は，新規制基準が定められたことを受けて，本件再処理工場の設計等を一部見直し，平成26年1月7日，原子炉等規制法44条の4第1項（平成29年法律第15号による改正前のもの）に基づき，再処理の事業の変更許可の申請（本件事業変更許可申請）を行った。原子力規制委員会は，113回の審査会合及び5回の現地調査を経て，令和2年5月13日，本件事業変更許可申請につき，同条3項において準用する同法44条の2第1項各号のいずれにも適合しているものと認め，審査の結果の案（以下「審査書案」という。）を取りまとめ，同月14日から同年6月12日までの期間審査書案

に対する科学的・技術的意見の募集（いわゆるパブリックコメント）を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴いた（乙第13号証）。

その後、被告は、令和2年7月29日、原子力規制委員会から、本件事業変更許可申請について再処理の事業の変更の許可（本件事業変更許可）を受けた（乙第14号証）。

4 本件再処理工場の概要

(1) 本件再処理工場の位置、構造、主要な施設

本件再処理工場の敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置する標高60メートル前後の^{いやさかたい}弥栄平と呼ばれる台地にあり、北東部が^{おぶち}尾駈沼に面している（乙第4号証2ページ）。

本件再処理工場において、再処理施設を収容する主要な建物及び構築物は、海岸から約5キロメートル離れた、標高約55メートルに整地造成した場所に位置しており、被告はその敷地に津波が到達しないことを確認している。

被告は、これらの主要な建物の主要構造を鉄筋コンクリート造とし、再処理施設を約20棟の建物に分割して収容している。本件再処理工場の主要な施設及びそれぞれを収容している建物は、以下のとおりであり、各建物の配置は別紙図3のとおりである。

ア 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設（使用済燃料輸送容器管理建屋（別紙図3の①）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（同②）に収容）

イ せん断処理施設（前処理建屋（同③）に収容）

ウ 溶解施設（前処理建屋に収容）

エ 分離施設（分離建屋（同④）に収容）

オ 精製施設（精製建屋（同⑤）に収容）

カ 脱硝施設（ウラン脱硝建屋（同⑥）、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋（同⑦）に収容）

キ 製品貯蔵施設（ウラン酸化物貯蔵建屋（同⑧）、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋（同⑨）に収容）

ク 放射性廃棄物の廃棄施設（高レベル廃液ガラス固化建屋（同⑩）、第1ガラス固化体貯蔵建屋（同⑪）等に収容）

（2）再処理の方法

本件再処理工場では、使用済燃料を硝酸で溶解し、その溶解液を有機溶媒（注18）と接触させ、有機溶媒への抽出のされやすさの差を利用して、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物を分離する方法を採用している。この方法は、ピューレックス法と呼ばれ、世界各国で既に40年以上の実績を有し、確立された商業技術となっている（乙第4号証1，5ページ）。

（3）再処理能力及び再処理する使用済燃料の特徴

ア 再処理能力

本件再処理工場の年間の最大再処理能力は800 t・U_{Pr}であり、一日当たりの最大再処理能力は4.8 t・U_{Pr}である（乙第4号証2ページ）。

イ 再処理する使用済燃料の特徴

放射性物質は、核種（注19）ごとに固有の崩壊（注20）による半減期（注21）を有し、時間が経つにつれ放射能が減衰していく。使用済燃料は、それが装荷されていた原子炉の停止時からの期間（以下「冷却期間」という。）が長くなるほど放射能が小さくなり、崩壊熱（注20）も減少する性質を有している。

被告は、本件再処理工場において、使用済燃料の貯蔵施設の主要な設備である燃料貯蔵プールの容量3000 t・U_{Pr}のうち、600 t・U_{Pr}未満は冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料を、それ以外は冷却期間12年以上の使用済燃料をそれぞれ貯蔵することとなるよう、使用済燃料の受入れを管理することとしている。これにより、半減期が短い核種の放射能は減衰するため、受け入れる使用済燃料は、原子炉停止直後の使用済燃

料と比較し放射能が大幅に減少している。また、受入れ後同燃料貯蔵プールにおいて更に貯蔵し15年以上の冷却期間が経過した使用済燃料のみを、せん断処理施設でせん断することとしているため、この時点における使用済燃料の放射能は、受け入れた時のそれと比較し更に減少している。(乙第15号証)

(4) 本件再処理工場の主要な施設の概要

本件再処理工場の主要な施設の概要は、以下のとおりである(別紙図4, 乙第4号証)。

ア 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、原子力発電所から輸送された使用済燃料を受け入れ、使用済燃料輸送容器(キャスク)から取り出し、せん断するまでの間貯蔵・冷却をする施設である(乙第4号証7, 8ページ)。この貯蔵・冷却によって、使用済燃料に含まれている半減期の比較的短い核種の核分裂生成物を崩壊させ、放射能及び崩壊熱を減少させる。

イ せん断処理施設

せん断処理施設は、使用済燃料の燃料部分が溶解しやすいように、使用済燃料を小片(以下「燃料せん断片」という。)にせん断する施設である(乙第4号証9, 10ページ)。

ウ 溶解施設

溶解施設は、硝酸を入れた溶解槽において、燃料せん断片から燃料部分を溶かし、燃料部分と被覆管(注22)部分とを分別する施設である。燃料部分が溶けた溶解液は次の分離施設に移送し、溶け残った被覆管部分などの金属片は固体廃棄物として処理する(乙第4号証9, 10, 21, 22ページ)。

エ 分離施設

分離施設は、分離設備、分配設備等から構成される。前段の分離設備に

において、溶解施設から受け入れた溶解液を、有機溶媒と接触させ、ウラン及びプルトニウムと核分裂生成物とに分離する。後段の分配設備において、ウラン及びプルトニウムを、これらの化学的性質の違いを利用して更にウランとプルトニウムとに分離する。分離したウラン及びプルトニウムは、それぞれ硝酸ウラニル溶液(注23)及び硝酸プルトニウム溶液(注24)の状態での次の精製施設に移送する(乙第4号証11, 12ページ)。

オ 精製施設

精製施設は、ウラン精製設備、プルトニウム精製設備等から構成される。分離施設から移送されてきた硝酸ウラニル溶液はウラン精製設備へ、硝酸プルトニウム溶液はプルトニウム精製設備へそれぞれ運ばれ、いずれの溶液も、残った微量の核分裂生成物を更に除去し、精製度を高める(乙第4号証13, 14ページ)。

カ 脱硝施設

脱硝施設は、ウラン脱硝設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備から構成される。精製施設から移送されてきた硝酸ウラニル溶液は、ウラン脱硝設備で硝酸分を取り除いてウラン酸化物粉末にし、硝酸プルトニウム溶液は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備で硝酸ウラニル溶液と混合した上、硝酸分を取り除いてウラン・プルトニウム混合酸化物粉末(以下「MOX粉末」という。)にし、それぞれ製品とする(乙第4号証15, 16ページ)。

キ 製品貯蔵施設

製品貯蔵施設は、ウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備から構成される。脱硝施設から、ウラン酸化物粉末はウラン酸化物貯蔵設備へ、MOX粉末はウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備へ、それぞれ貯蔵容器に密封した状態で移送し、貯蔵する(乙第4号証15, 16ページ)。

ク 放射性廃棄物の廃棄施設

放射性廃棄物の廃棄施設のうち、高レベル廃液ガラス固化設備においては、分離施設で分離した核分裂生成物を、ガラス溶融炉の中でガラス原料と共に溶融し、ステンレス鋼製の容器（キャニスター）に入れ、冷やし、固めてガラス固化体とする。ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に移送し、安定的に貯蔵する（乙第4号証21, 22ページ）。

5 本件再処理工場の主な特徴

(1) 運転条件の穏やかな化学工場ともいうべき施設

本件再処理工場は、国内の原子力発電所で生じる使用済燃料を、前記4(2)において述べたとおり、ピューレックス法その他の物理的、化学的方法により処理し、ウラン及びプルトニウムを分離し回収して再利用に資することを目的とし、併せて使用済燃料に含まれる不要な核分裂生成物を安定な放射性廃棄物にして適切に管理し貯蔵することを目的とした施設であり、原子力施設ではあるが、ここで行う工程のほとんどが硝酸等を利用した化学的なものによって構成されている、化学工場ともいうべき施設である。すなわち、核分裂性物質であるウラン235の核分裂反応を用いるものではなく、通常物理的、化学的処理によりウラン及びプルトニウムを分離し回収するものであり、すべての施設を未臨界（注25）状態に置いているため、通常運転時に臨界による大きな熱エネルギーが発生することはない。また、ほとんどの施設は、温度摂氏100度以下かつ大気圧以下の穏やかな条件で運転する。

(2) 一定の冷却期間が経過した使用済燃料を受け入れて処理する施設

前記4(3)において述べたとおり、使用済燃料は、それに含まれる放射性物質の崩壊により、冷却期間が長くなるほど放射能が小さくなり、崩壊熱も減少する性質を有している。

本件再処理工場においては、原子炉停止後4年以上の冷却期間が経過した

使用済燃料を受け入れるから、受け入れた使用済燃料は、原子炉停止直後のそれと比較して、半減期が短い核種の放射能は大幅に減少している。また、受入れ後使用済燃料の貯蔵施設において更に貯蔵し原子炉停止後15年以上の冷却期間が経過した使用済燃料のみをせん断するから、物理的、化学的処理を施す使用済燃料の放射能は、原子炉停止直後のそれと比較して約500分の1に、その崩壊熱は約2500分の1に減少している（別紙図5）。

第5 運転差止訴訟の審理の在り方

前記第3で述べたとおり、本件訴訟の訴状では、訴訟物とされた実体法上の権利の発生を根拠付ける要件事実に関わらない事項についての主張が多くされているほか、本件再処理工場の安全性に関して抽象的な主張がされているにすぎず、その運転により各個の原告の生命、身体に被害の及ぶ具体的危険が切迫していることなど、本件訴訟の請求を根拠付ける事実（請求原因事実）が的確に主張されているとはいえない。

そこで、被告は、人格権に基づく差止請求権の要件及び主張立証責任を述べて運転差止訴訟の審理の在り方を論ずるとともに、これらに関する原告らの主張に対し反論をする。

1 人格権に基づく差止請求権の要件及び主張立証責任

(1) 侵害予防請求権としての差止請求権の要件

本件は、人格権に対する侵害（被害）が未だ現実に発生していない段階において、今後、受忍限度を超える侵害（被害）が発生する危険性があるとして、人格権に基づき本件再処理工場の運転の差止めを請求するものである。このような侵害予防請求としての差止請求については、侵害（被害）が既に

発生している場合においてその侵害行為の差止めを求める侵害排除請求としての差止請求と異なり、侵害（被害）が未だ発生していない段階において、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約し、相手方の活動等を事前に阻止しようとするものであるから、これが認められるためにはより厳格な要件が満たされる必要があると解される。一般的には、人格権に基づく侵害予防請求権としての差止請求権については、①人格権侵害による被害の危険が切迫しており、②その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、③その損害が相手方（侵害者）の被る不利益よりもはるかに大きい場合で、④他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であることを要するとされている（大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号17ページ）。

これらの要件のうち、①の人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件については、運転差止訴訟のような侵害予防請求が上記のとおり将来発生するか否か不確実な侵害（被害）の予測に基づいて相手方の権利や自由を制約するものであることからして、単に論理的ないし抽象的な人格権侵害の可能性や、潜在的な人格権侵害の危険性が存在するというのでは足りず、人格権侵害による被害が生ずる、より高度の蓋然性があって、危険が差し迫っていること、すなわち「具体的危険性」の存在が必要である。このことは、前掲大阪地裁判決のほか、従来原子力発電所の運転差止訴訟等の裁判例も等しく示してきたところである（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3ページ、金沢地裁平成6年8月25日判決・判例時報1515号3ページ、静岡地裁平成19年10月26日判決・公刊物未登載、名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3ページ、松江地裁平成22年5月31日判決・公刊物未登載、大阪高裁平成29年3月28日決定・判例時報2334号20ページ、函館地裁平成30年3月19日判決・公刊物未登載）。

また、原告らがそれぞれの人格権に基づく侵害予防請求として本件再処理工場の運転の差止めを求めるといふ以上、本件再処理工場の運転によって生じるとする具体的な危険性は、原告らの人格権の内容をなすそれぞれの生命、身体との関係において認められるものでなければならないから、原告ら個々の生命、身体への具体的な危険と無関係な事実は、その人格権に基づく運転差止請求権の根拠とはならない。したがって、原告らは、本件再処理工場の運転によって発生するおそれがあるとする放射性物質放出の事故等に係る具体的な危険性の存在について具体的に主張立証することはもとより、これによりいずれの原告にどのような被害が生じるのかという点についても具体的に主張立証しなければならないといふべきである。殊に、原告らの中には関東、中部、近畿、中国、四国及び九州地方といった本件再処理工場の所在地である青森県からはるかに遠く離れた地域に居住するという者も含まれているところ、これらの者の生命、身体に被害の及ぶ具体的な危険性があるとは考え難いといわざるを得ない。

(2) 具体的な危険性の判断

次に、人格権に基づく差止請求権の要件である、①人格権侵害による被害が生ずる「具体的な危険性」の判断の在り方に関連して、科学技術の利用に伴う安全性について述べると、およそ科学技術を利用した分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった「絶対的安全性」を達成することも要求することもできないものであり、内在する危険が顕在化するおそれを一定程度以下に低減していると認められる場合には、これを安全なものであるとして利用しているのであり、このような「相対的安全性」の考え方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方である。

我が国の原子力の利用等に関する法制度においても、前記第4・2で述べたとおり所定の規制の下で原子力の利用等を認めており、原子力の利用等に内在する危険が顕在化するおそれを一定程度以下に低減していると認められ

る場合にはこれを行わせるとの安全性に関する上記の一般的な考え方を採用している。福島第一原子力発電所事故の後、原子力の利用等に係る安全規制が前記第4・2（2）のとおり強化されたが、原子力の利用等に関する我が国の法制度がこの一般的な考え方を採用していることは何ら変わりがない。仮に、原子力の利用等に絶対的な安全性を要求し、論理的ないし抽象的、潜在的な危険性が少しでもあれば原子力発電所や再処理工場の運転が一切許されないというのであれば、それはこのような考え方を採用している我が国の法制度を否定することに帰する。

以上については、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ。以下「伊方最高裁判決」という。）の解説（高橋利文・判解民平成4年度417ないし419ページ）が同旨の説明をしており、また、多くの裁判例においてこれに沿った判断をしている（前掲大阪高裁平成29年3月28日決定、大阪高裁令和2年1月30日決定・公刊物未掲載等）。

（3）具体的危険性の判断における科学的、専門技術的知見の考慮

前記（2）のとおりであるから、人格権に基づく本件再処理工場の運転の差止請求については、本件再処理工場に内在する危険が顕在化するおそれを一定程度以下に低減していると認められるかどうか、具体的危険性の有無という観点で判断されることになる。そして、再処理の事業の実施が高度に科学的、専門技術的なものであり、本件再処理工場に内在する危険を顕在化させないための各種の対策も科学的、専門技術的知見を踏まえて講じられるものである以上、この具体的危険性の有無の判断に際しては科学的、専門技術的知見が考慮されるべきである。

この点は、伊方最高裁判決が、「原子炉施設の安全性に関する審査は、（中略）多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである」と判示するところ

と同様である。

(4) 差止請求権の要件事実の主張立証責任

一般的に、民事訴訟において、ある者（原告）が、当該訴訟の訴訟物としてある権利に基づく請求をする場合、当該原告が、実体法が定めた当該権利の発生を根拠付ける要件に該当する事実（権利根拠事実）の主張立証責任を負うことは、極めて基本的な原則である。原告がある権利に基づいて請求をしているにもかかわらず、被告において、その権利が発生していないことの主張立証をしなければならないとしたら、当該権利を根拠付ける要件をそのように定めた実体法の立法趣旨を没却し、極めて不当な結果を招くことは明らかである。

本件は、人格権に基づく侵害予防請求として本件再処理工場の運転の差止めを求めているものであり、主張立証責任の一般の原則に従い、原告らが、訴訟物としている本件再処理工場の運転の差止請求権の発生を根拠付ける事実の主張立証責任を負う。すなわち、本件再処理工場の安全性に欠ける点があつて、その運転により各個の原告の生命、身体に被害が及ぶような差し迫った具体的危険性が存することその他の前記（1）で述べた要件事実について主張立証責任を負う。

(5) 原告らの主張に対する反論

ア 原告らの主張

原告らは、伊方最高裁判決につき、被告行政庁に主張立証責任を転換し、「裁判所の審理判断は行政庁の判断が原子炉の安全を確保する内容になっているかどうかの審理判断にほかならない」ことを示したものと理解して、このような伊方最高裁判決の示した法理を本件訴訟に用いるべきであるとし、「規制基準の審査を通ったことで安全性について強い推認が働き、社会通念上無視できない危険はない」とするのは福島第一原子力発電所事故により原子力行政に対する国民の信頼が失墜したことを踏まえれば相当でな

く、「規制委員会に過度な信頼を置くことなく、合理性とは住民の安全が真に確保されている意味だと捉えた上、厳しく審査基準及び適合性判断の合理性を審査することが必須」であると主張している（訴状43, 111ないし121ページ）。

しかしながら、以下のとおり、原告らの主張には理由がない。

イ 伊方最高裁判決の法理を用いるべきであるとの主張に対する反論

まず、原告らの主張は、伊方最高裁判決の示した法理を運転差止訴訟にも用いるべきであるとする点において、以下のとおり、そもそも理由がない。

(ア) 運転差止訴訟と原子炉設置許可処分取消訴訟との差異

伊方最高裁判決は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが（中略）被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある」と判示しているところ、これは、行政処分の取消訴訟としての原子炉設置許可処分の取消訴訟の特質を踏まえたものと解される。すなわち、行政処分は、その根拠となる各個の行政法規に基づき、行政庁が、当該行政法規の定める処分要件を満たす事実を認定判断して行うものであり、行政処分の取消訴訟は、行政庁がこのようにして行った公権力の行使としての当該行政処分に対して、事後的にその適法性が裁判所により審査されるものである。これを伊方最高裁判決の論じた原子炉設置許可処分の取消訴訟に即していえば、原子炉設置許可処分は、原子炉等規制法43条の3の6（本件改正前の原子炉等規制法においては同法24条がこれに相当する。）に基づき、行政庁が、その申請が同条1項各号の規定に適合するかどうかを審査し、同規定の定める処分要件を満たす事実が認められると判断した場合にこれを行うものであり、その取消しを求める訴訟は、こ

うした認定判断によってされた原子炉設置許可処分に対して事後的にその適法性を司法審査するものであって、原子炉の安全性を問題にして取消しが求められる場合については、その設置許可の申請が同項4号所定の処分要件の審査（安全審査）においてその適合性を認めた行政庁の判断を前提として、当該判断に不合理な点がないかなどが審理されるのである。このように、原子炉の安全性を問題にする原子炉設置許可処分の取消訴訟は、それに先行して、原子炉等規制法により権限を付与された行政庁の安全審査における認定判断が存在するものである。そして、この認定判断は、同法があらかじめ規定した処分要件についてそれに適合する事実があるか否かを調査審議し、その結果、当該処分要件を満たすと判断したものであって、当然ながら当該処分要件と関係のない事項にわたることはない。また、その調査審議及び判断の内容や過程は一定の資料をもって立証することが容易である。伊方最高裁判決の上記判示は、原子炉設置許可処分の取消訴訟のこうした特質を必須の前提として、資料の偏在等を考慮し当事者の公平を図るために採られたものと解される。

ところが、民事訴訟である運転差止訴訟は、原子炉設置許可処分の取消訴訟について上述したところとは特質を大きく異にする。すなわち、原子力発電所や再処理工場等の施設の運転差止訴訟においては、原告は、差止請求権の発生を根拠付ける要件事実である、施設の設備、運転等のいかなる点が安全性に欠け、その運転により各個の原告の生命、身体にどのような被害が及ぶ具体的危険があるとするのかなどにつき、その具体的危険の原因となると考えられる事実関係を、上記要件事実と明確に関係付けることができる限り、随意に主張立証を試みることができ、その外延が広くならざるを得ない。他方、被告事業者の側についてみると、運転差止訴訟において、安全性に欠ける点があるなどとする原告の主張

立証は、被告事業者の講じている対策等とは異なった観点からされることもあり得るから、原告の採り上げる点について被告事業者があらかじめ当然に検討、判断をしているという必然的な関係が存在するとはいえない。

以上のとおり、上記施設の運転差止訴訟の原告の主張立証は、安全性に欠ける点があるなどとするその内容の面においても法規の定める客観的な限界がなく、したがってまた、これに対する被告事業者の側において原告の採り上げる点につき訴えが提起される前に必ず何らかの検討、判断をしているという必然的な関係が存するともいえない。本件のような運転差止訴訟は、伊方最高裁判決の上記判示による解釈がその必須の前提とした原子炉設置許可処分の取消訴訟の特質を備えておらず、むしろその正反対ともいうべき性格を免れないといえることができる。したがって、本件については、伊方最高裁判決が原子炉設置許可取消訴訟について判示したところと同様の解釈を採るべき前提が欠けているというほかなく、原告らの前記主張は、両者の特質、性格の相違を無視するものであって理由がないといえるべきである。

(イ) 資料の偏在に対する考慮の必要の消滅

また、伊方最高裁判決は、前記のような主張立証の「必要」をいう理由について、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること」を挙げている。これは、伊方最高裁判決の事案に係る伊方発電所の原子炉設置許可処分の申請がされたのは昭和47年5月8日であり、原子炉設置許可処分がされたのは同年11月29日であって、安全審査がされたのはその間であり、その当時は、原告住民らと被告行政庁との間に事実上資料の偏在があったことを考慮したものと考えられる。

しかしながら、伊方最高裁判決が考慮した資料の偏在について、伊方

発電所の設置に係る安全審査が行われた上記の時期と現在とは、原子炉等規制法に基づく安全規制の運用等において格段の変化があり、今日において上記の考慮が妥当するかは疑問である。

すなわち、現在の安全規制の運用等を本件事業変更許可に即してみると、前記第4・3(2)で述べたとおり、被告は、平成4年12月24日、内閣総理大臣から本件指定を受け、平成26年1月7日、原子力規制委員会に対し本件事業変更許可申請を行い、その後、原子力規制委員会において、本件再処理施設の安全性に関する事項について、広範かつ詳細な審査が行われ、令和2年7月29日、本件事業変更許可がされたところ、同審査に係る会合は、原則として、一般傍聴及びインターネット中継により公開されるとともに、原子力規制委員会のウェブサイトにおいてすべての配布資料、議事録及び会合の冒頭から終了までを記録した動画が常時公開されている(乙第16号証)。現在行われている安全審査の資料等は、伊方発電所の設置に係る安全審査が行われた昭和47年ころのそれと比べて格段に詳細になっている上、原告らを含む一般公衆においても上記ウェブサイトからいつでも容易にこれらの資料等を入手することができる状況にあり、少なくとも本件再処理施設の安全審査について、本件訴えが提起された時点で、資料の偏在によって安全審査の不合理性をいう原告らの主張立証が非常に困難であるという状況にはない。このような状況にある本件訴訟については、上記の考慮はその必要がなくなっており、伊方最高裁判決の述べた主張立証の「必要」を論ずる理由は見出せない。

ウ 原告らの伊方最高裁判決の解釈自体の誤り

次に、伊方最高裁判決につき、被告行政庁に主張立証責任を転換し、「裁判所の審理判断は行政庁の判断が原子炉の安全を確保する内容になっているかどうかの審理判断にほかならない」ことを示したものであるとの理解

に立って、本件訴訟においても「厳しく審査基準及び適合性判断の合理性を審査することが必須」であるなどとする原告らの主張もまた、以下のとおり理由がない。

(ア) 伊方最高裁判決の判示の趣旨

伊方最高裁判決の判示の趣旨について改めてみると、同判決は、原子炉等規制法24条（昭和52年法律第80号による改正前のもの。以下、本項において同じ。）1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び同項4号所定の基準の適合性につき、「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である」とした上で、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべき」であるとし、具体的には、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、すなわち重大な過誤、欠落があったか否か（高橋・前掲422、423ページ）が審理判断の対象になるとした。

そして、伊方最高裁判決は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが」、被告行政庁の側において、何ら主張立証をしなくてよいというのではなく、「その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基

づき主張，立証する必要があり，被告行政庁が右主張，立証を尽くさない場合には，被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」としたものである。

ここで被告行政庁に必要とされる主張立証は，具体的審査基準に不合理な点がなかったこと，並びに調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落がなく，被告行政庁の判断に不合理な点がなかったことであって，設置許可処分之争われている原子炉施設の「絶対的な安全性」，又は被告行政庁の判断の「絶対的な正しさ」とはされていないし，被告行政庁の主張立証は「相当の根拠，資料」に基づいてすれば足りるとされており，それ以上の根拠，資料による立証が求められているわけではない。この点に関し，同判決の解説は，「被告行政庁の側において，その裁量的判断に不合理な点がないこと，すなわち，その依拠した具体的審査基準及び当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした判断に一応の合理性があることを，右判断の根拠となった安全審査において用いた資料等により主張立証する必要があり（主張・立証の必要性）」としている（高橋・前掲426ページ）。そうすると，上記の判示は，被告行政庁は，科学的，専門技術的知見に基づく判断に「一応の合理性」があることを「相当の根拠，資料に基づき主張，立証」する必要があるが，それで足り，この主張立証がされた場合，原告住民らは，これを覆すような，原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断に不合理な点があることの主張立証責任を負っているとの趣旨のものであると考えられる。

さらにいえば，伊方最高裁判決は，当該事件の原告住民らの請求を棄却すべきものとした原審の判断を正当として是認し，上告を棄却したのであって，当該事件における被告行政庁の主張立証を不十分とし，「被告行政庁がした右判断に不合理な点があること」を「事実上推認」したものではないから，上記判示は，同判決の事例判断に必須のものではなく，

一種の傍論を述べたものとみられることにも注意すべきである。

(イ) 主張立証責任を転換したと解する点の誤り

伊方最高裁判決が、「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、(中略) 被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解される」とした上で、被告行政庁の側において、「被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があ」と述べた趣旨は、前記(ア)にみたように理解するのが相当なものというべきであり、何より、同判決が被告行政庁において負うとしたのは、「主張、立証する必要」であって、主張立証責任でないことは判文上明白であるから、同判決をもって、被告行政庁に主張立証責任を転換したものと解する原告らの主張は誤りである。

(ウ) 専門技術的判断の尊重に関する判示の理解の誤り

- a 伊方最高裁判決は、前記(ア)にみたように、原子炉等規制法は、原子炉施設の安全性に係る判断については科学的、専門技術的知見に基づく行政庁の合理的な判断に委ねる趣旨であるとし、そのようにしてされた判断に重大な過誤、欠落があったか否かが原子炉設置許可処分の取消訴訟の審理判断の対象になる旨を判示しており、これは、「各号所定の基準の適合性については、内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨(換言すれば、専門技術的裁量を肯認する趣旨)と解すべきであり、「裁判所が、安全審査をした被告行政庁と同一の立場に立って原子炉施設の安全性について審理し、その結果と当該処分とを比較して判断するという方法(実体的判断代置方式)による」ことを否定したものと解説されている(高橋・前掲415ないし422ページ)。

この点に関し、原告らは、伊方最高裁判決の原審である高松高裁昭和59年12月14日判決・判例時報1136号3ページは、「裁判所

の審理判断は行政庁の判断が原子炉の安全を確保する内容になっているかどうかの審理判断にほかならない」ことを明示したものとし、伊方最高裁判決も同様の趣旨を判示したものであると主張している（訴状113, 114ページ）。しかしながら、前掲高松高裁判決は、「原子力政策ないし原子炉の安全確保に関する規制については行政当局が責任を負うべきであって、原子炉設置許可処分は、行政当局が、科学的・専門技術的知見を動員して許可申請に係る原子炉が安全性を有すると判断し、かつ、原子力政策を踏まえて行うものであるところ、裁判所は、もともと科学的・専門技術的な問題そのものについての終局的な判定者たり得る立場にはなく、なお、行政の右のような責任を肩替りすべき立場にもない。これらの事情を総合して判断すれば、権利救済の必要性にかんがみ、原子炉設置の安全性を肯定する行政の判断に対し司法審査が行われるべきことは当然であるが、その審査の範囲については、いわゆる実体的判断代置方式が採られる通常の行政訴訟の場合と同様に考えることはできず、おのずから限界があるといわざるを得ない」とした上で、原告ら自らも引用するとおり、「原子炉設置の安全性に関する司法審査は、その安全性いかんという問題について裁判所が全面的、積極的に審理判断するのではなく、安全性を肯定する行政庁の判断に、現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か、という限度で行うのが相当」と判示しており、伊方最高裁判決について上述したところと同様に、原子炉等規制法が委ねた行政庁の専門技術的判断を尊重して、その不合理性を審査すべきものとしているのである。これを「裁判所の審理判断は行政庁の判断が原子炉の安全を確保する内容になっているかどうかの審理判断にほかならない」とする原告らの主張は、全く当たらない。

- b また、原告らは、東京高裁昭和48年7月13日判決で示された行政裁量の審理の在り方を本件でも用いるべきである旨も主張している（訴状124ページ）。しかしながら、行政処分の要件の認定判断につき行政庁に裁量権を付与するか否か、いかなる範囲に付与するかは、当該行政処分の根拠となる実定法規が決定している事柄であり、その実定法規の採った立法政策を探求してこれを明らかにすべきものである。上記判決は、土地収用法（平成11年法律第160号による改正前のもの）の規定する事業認定の要件である「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」（同法20条3号）の判断に関し、同法がいかなる立法政策を採っているかを検討して、行政庁に付与した裁量権の限界を論じたものと解される。原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可処分や事業指定について行政庁にいかなる事項が委ねられているかは、飽くまで同法がこれをどう決定したかの探求によって明らかにすべきことであり、土地収用法が事業認定の要件に係る裁量権について採用した立法政策に関し上記判決の論じたところを参照する理由はない。
- c さらに、原告らは、福島第一原子力発電所事故により原子力行政に対する国民の信頼が失墜したとし、このことを踏まえれば規制基準の審査を通ったことを重視すべきでない旨を主張している（訴状117ページ）。しかしながら、原子力発電所や再処理工場の安全性は、多方面にわたる極めて高度な科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断に立って確保されるものであるから、これが備わっているか否かは、科学的、専門技術的見地から合理的に検討されるべきであり、特に、伊方最高裁判決の判示するように、それを委ねられた行政庁の専門技術的判断において災害の防止上支障がないものであることが示されている場合には、司法審査においても当該専門技術的判断が尊重される

べきである。そして、前記第4・2（2）で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故を契機として、高度の独立性が保障され、その委員長及び委員が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識等を有する者のうちから任命される原子力規制委員会が設置され、同委員会に、原子力施設の安全性に関する基準の策定及び安全審査の権限が付与されたのであるから、伊方最高裁判決の上記のような判示がより一層妥当し、原子力規制委員会が原子炉の設置（変更）や事業指定（事業の変更）につき災害の防止等に関する基準への適合性を認める判断を示した場合には、当該判断はそれを委ねられた原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づくものとして、これらにつきなされた処分の取消訴訟においてはもとより、原子力発電所や再処理工場の運転差止訴訟においても尊重されるべきであって、その審査及び判断の内容や過程に不合理な点が見出せない限り、原子力発電所や再処理工場に求められる安全性を具備するものと認めるのが相当である（前掲大阪高裁平成29年3月28日決定参照）。原告らの主張は、原子力発電所や再処理工場の安全性が科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断に立って確保されるものであり、これが備わっているかどうかについては、原子炉等規制法の委ねた行政庁の専門技術的判断が尊重されるべきであるという上記の理を正解しないものである。

2 本件訴訟の審理の在り方

以上のとおりであるから、原告らは、主張立証責任の一般原則に従い、人格権に基づく本件再処理工場の運転の差止請求権の発生を根拠付ける事実である、本件再処理工場の安全性に欠ける点があつて、その運転により各個の原告の生命、身体に被害が及ぶような差し迫った具体的危険性が存することなどについて主張立証責任を負う。

そして、伊方最高裁判決の示した法理を本件訴訟に用いるべきである旨の原告らの主張に理由がないことは前記1（5）イで述べたとおりであるが、被告は、原告らの主張を踏まえて本件再処理工場の安全性につき主張立証をする予定である。具体的には、被告は、平成4年12月24日に本件指定を得ており、また、令和2年7月29日に本件事業変更許可を受け、これを通じて本件再処理施設が新規制基準に適合する旨の判断が示されたことから、これらの審査資料等を証拠として提出し、これらに基づく主張をする予定である。それによって、伊方最高裁判決が求めた被告の「主張、立証する必要」は十分満たされるというべきであるから、それ以上、本件訴訟において、伊方最高裁判決のいう被告の「主張、立証する必要」について論ずる必要はない。原告らは、本来の原則のとおり、本件再処理施設が新規制基準に適合する旨の判断が示された現在においてもなお、その運転によって各個の原告の生命、身体に被害が及ぶような差し迫った具体的危険性が存することなどを主張立証しなければならず、これを主張立証しない限り、原告らの請求が認容される余地はない。

3 原告らの主張する事由のうち差止請求権の発生を根拠付けるとは解されないもの

以上に対し、原告らは、訴訟物とする本件再処理工場の運転の差止請求権の発生を根拠付けるとは解されない事由を多く主張しているから、以下に指摘しておく。

(1) 憲法上の権利に関する主張

原告らは、本件再処理工場において、福島第一原子力発電所事故のような、あるいはそれを上回る過酷事故を起こす可能性をゼロにはできず、そのような事故が起きれば日本が崩壊する、本件再処理工場の運転や事故によって憲法上の権利が侵害される、本件再処理工場は社会的有益性がない、原子炉等規制法等の制定当時に原子力が電力に必要と考えられた立法事実が失われて

いるなどとし、原子力関連法制は憲法13条等の基本的人権を保障する規定に違反しており、このような法律に基づく本件再処理工場については全く適法かつ必要なものと評価することができなくなったとして、本件再処理工場につきわずかでも人格権侵害の危険があるならば人格権侵害の具体的危険性が認定されるべきである旨を主張している(訴状132ないし163ページ)。

しかしながら、憲法上の権利を保障する規定は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく(最高裁昭和48年12月12日大法廷判決・民集27巻11号1536ページ)、原告らの挙げる憲法13条等の規定は、それ自体として差止請求権のような民事実体法上の請求権の根拠となるものではない。

上記の主張が、人格権に基づく差止請求権の存否の判断において、本件再処理施設の設置、運転等に関する法律が憲法に違反していることを考慮すべきである旨をいう趣旨であるとしても、原子力関連法制は何ら憲法に違反しておらず、原告らの主張はその前提において失当である。

すなわち、原子力基本法は、原子力の利用は、安全の確保を旨とするとし(同法2条1項)、原子炉等規制法は原子力基本法の精神に則り、再処理の事業その他の原子力の利用等に係る安全規制を定めている(同法1条)。このように、原子力基本法その他の原子力の利用等に関する現行の法律は、原子力の利用等に内在する危険が顕在化するおそれを一定程度以下に低減して安全を確保するための規制を行うこととし、この規制の下で原子力の利用等を容認しているのであって、周辺住民の憲法上の権利を制約するものではないから、これらの法律について違憲の問題は生じない。原子力基本法(昭和53年法律第86号による改正前のもの)及び原子炉等規制法(昭和52年法律第80号による改正前のもの)に関する判断ではあるが、伊方最高裁判決も、これらの法律が憲法13条、14条、25条及び29条に違反しているとの主張を排斥している。

また、原告らは、法令違憲を主張するに当たり、恐怖と欠乏からの自由、平和的生存権及び将来の国民の権利（命をつなぐ権利に化体されるもの）等も列挙しているが、これらは具体的権利として認められておらず、これらの「権利」に基づく主張はそもそも失当である。

したがって、いずれの点からしても、原子力関連法制の法令違憲をいう原告らの主張は失当であり、人格権に基づく本件再処理工場の運転の差止請求権を根拠付けるものとならない。

(2) 「命をつなぐ権利」という主張

原告らは、「人類の一員として次世代に生命をつなぎその幸福を実現する権利」（原告らは、これを「命をつなぐ権利」と呼称する。訴状14, 15, 28ないし33ページ）が人格権の中核に含まれ、差止請求権の根拠になると主張している。

しかしながら、「命をつなぐ権利」がどのような内容の権利であるのか、どのような場合にそれが侵害されたといえるのかはおおよそ不明であり、我が国の実定法体系においてそのような「権利」の存在は到底認められない。また、「命をつなぐ権利」に基づく主張は、実質的には、原告ら自身の人格権侵害を超えて、原告らと別個の人格である将来の世代の個々人の利益に関するものであり、原告らの人格権に基づく差止請求権を基礎付けるものとは解されない。いずれの点からしても、原告らのいう「命をつなぐ権利」は差止請求権の根拠とはなり得ないというべきである。

(3) 「高度の安全性」に関する主張

原告らは、本件再処理工場において過酷事故が発生した場合には重大な被害が生じるから、本件再処理工場には「高度の安全性」が求められる旨を主張している（訴状43, 65, 97ページ）。

しかしながら、原告らは、本件再処理工場に求められる「高度の安全性」がいかなるものかを具体的に明らかにしていないことはもとより、本件再処

理工場が「高度の安全性」を欠き、それにより、原告らの生命、身体に被害が及ぶような差し迫った具体的危険性が存することもまた具体的に述べておらず、上記主張は、それ自体において失当である。原告らは、本件再処理工場につき策定する基準地震動（注26）に関し、想定できる最大の地震動であって、これを超える地震動はまずあり得ないといえるものの策定が要求されるともいう（訴状41, 42ページ）。仮に原告らの求める「高度の安全性」がこのような意味であるならば、それはまさに安全規制に係る国の政策の当否を議論しているものといえるところ、本件訴訟はそのような政策的議論を行う場ではない。

よって、本件再処理工場に「高度の安全性」が求められるとする原告らの上記主張は、それ自体において失当であり、原告らの請求権の発生を根拠付けるものではない。

（4）福島第一原子力発電所事故等の事故事例に関する主張

原告らは、東京電力株式会社（当時）の福島第一原子力発電所その他の国内外の原子力施設において生じた事故に関して様々の主張をしている（訴状156ないし160ページ）。

しかしながら、原告らは、国内外の他の原子力施設で生じた事故を説明し、もって「原子力を扱う施設で度重なる事故が起きている事実を照らせば、再処理工場などコントロールできないことが分かる」（訴状160ページ）などとして、本件再処理工場に関する具体的事実を挙げないで憶測を述べているにすぎず、これらの事故と、本件再処理工場の運転により原告らの生命、身体に被害が及ぶような差し迫った具体的危険性があることが、どのように関係するのかを何ら示していない。

このように、福島第一原子力発電所事故その他の国内外の原子力施設において生じた事故を挙げるのみの上記主張は、原告らの請求権の発生を根拠付けるものとはならない。

(5) 請求原因事実との関係が不明瞭な主張

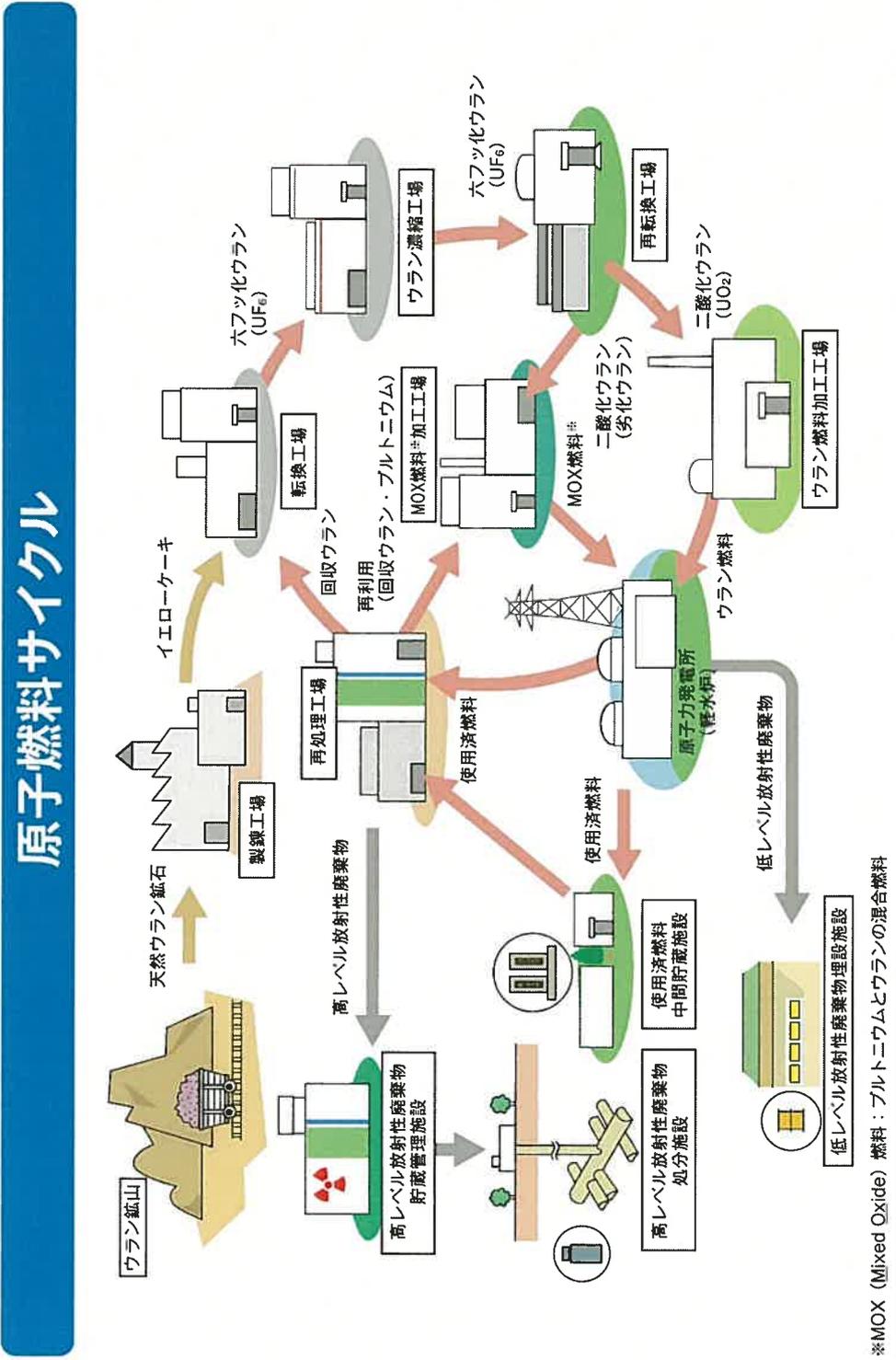
以上のほか、原告らは、本件再処理工場の稼働は軍事転用につながりかねない(訴状16ないし18ページ)、本件再処理工場を含む原子力発電のバックエンドに膨大なコストがかかる(同29, 30, 147, 148ページ)、高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まっていない(同30ないし32ページ)などとし、使用済燃料の最終処分に関する政策的課題(同160, 161ページ)、原子力基本法及び原子炉等規制法の立法経緯(同148ないし153ページ)、エネルギー資源確保の観点からの自然エネルギーと原子力との比較(同153ないし156ページ)、国民及び自治体の意識の変化(同161ないし163ページ)等についても述べているが、これらは我が国の原子力政策に係る課題を論ずるのに終始するものといわざるを得ず、原告らの請求をどのように根拠付けるのか、請求原因事実との関係が不明瞭であるというほかない。

第6 求釈明

原告らは、人格権に基づく侵害予防請求として本件再処理工場の運転の差止めを請求しているところ、前記第5で述べたとおり、訴状において、本件再処理工場の安全性に欠ける点があつてその運転により各個の原告の生命、身体に被害の及ぶような差し迫った具体的危険性が存することなどにつき具体的に主張していない。そこで、被告は、原告らに対し、上記請求を根拠付ける事実(請求原因事実)は、訴状に記載したところか、それとも、今後請求原因事実につき追加して主張する予定があるかを明らかにするよう求める。

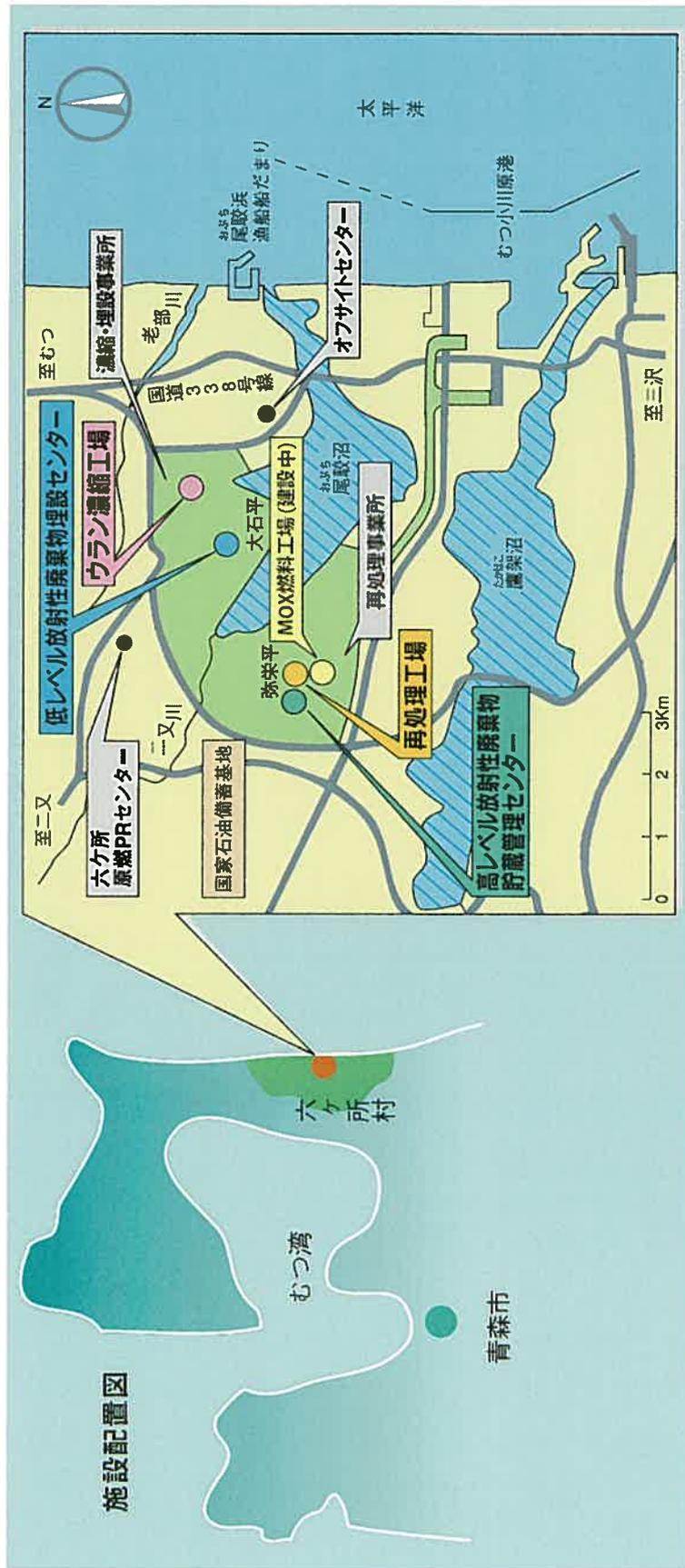
以 上

別紙図1 原子燃料サイクル (出典：一般財団法人日本原子力文化財団 原子力・エネルギー図面集)

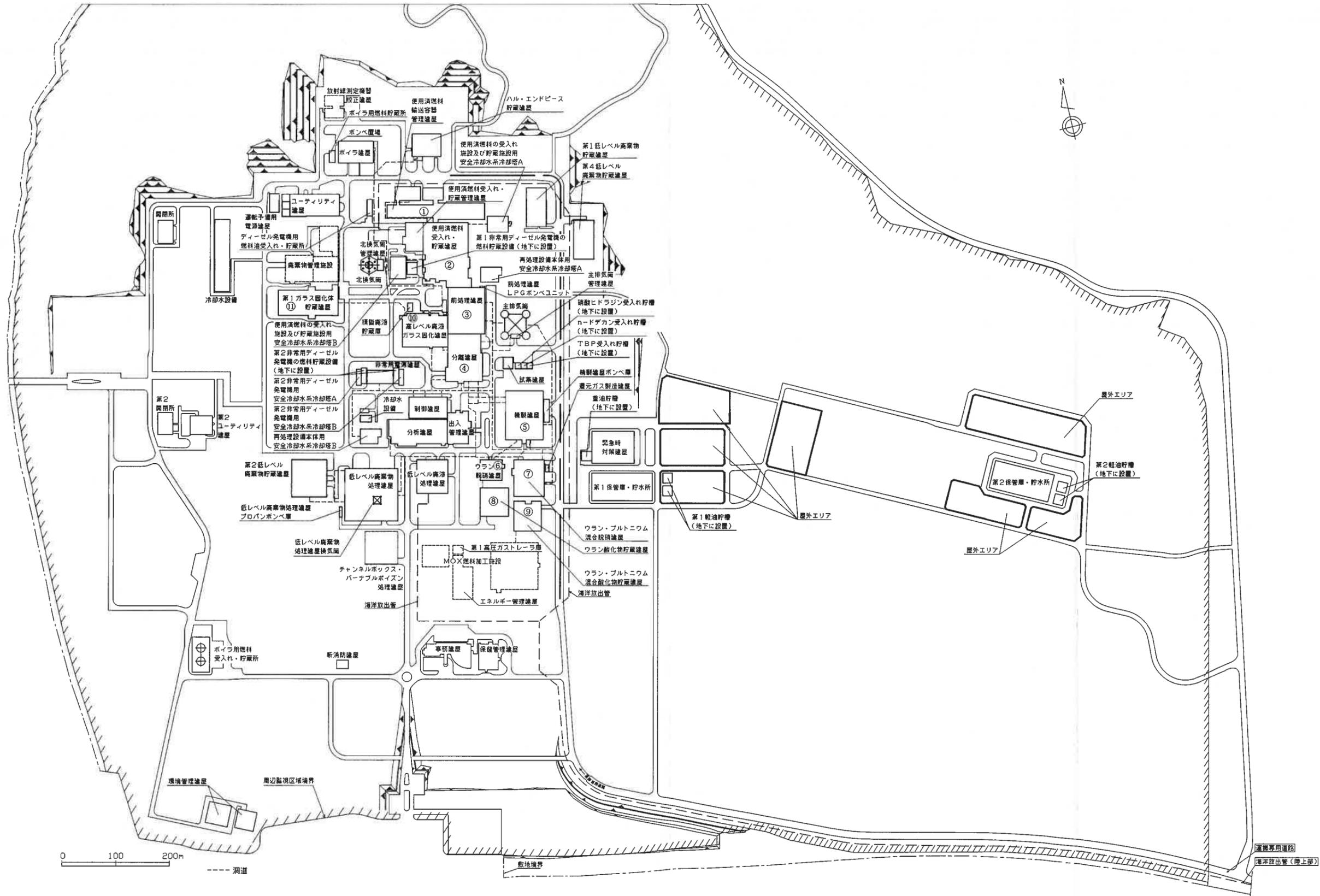


7-2-1

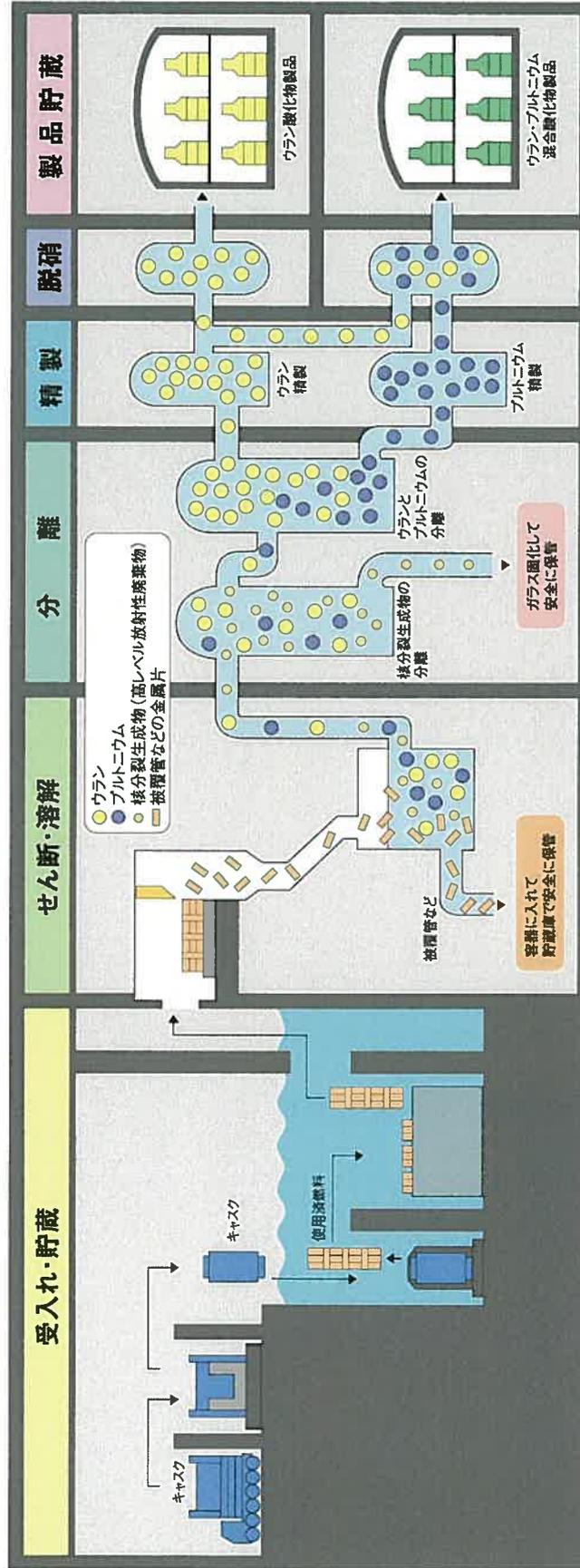
別紙図 2 施設配置図



別紙図3 本件再処理工場の主要な建物の配置図

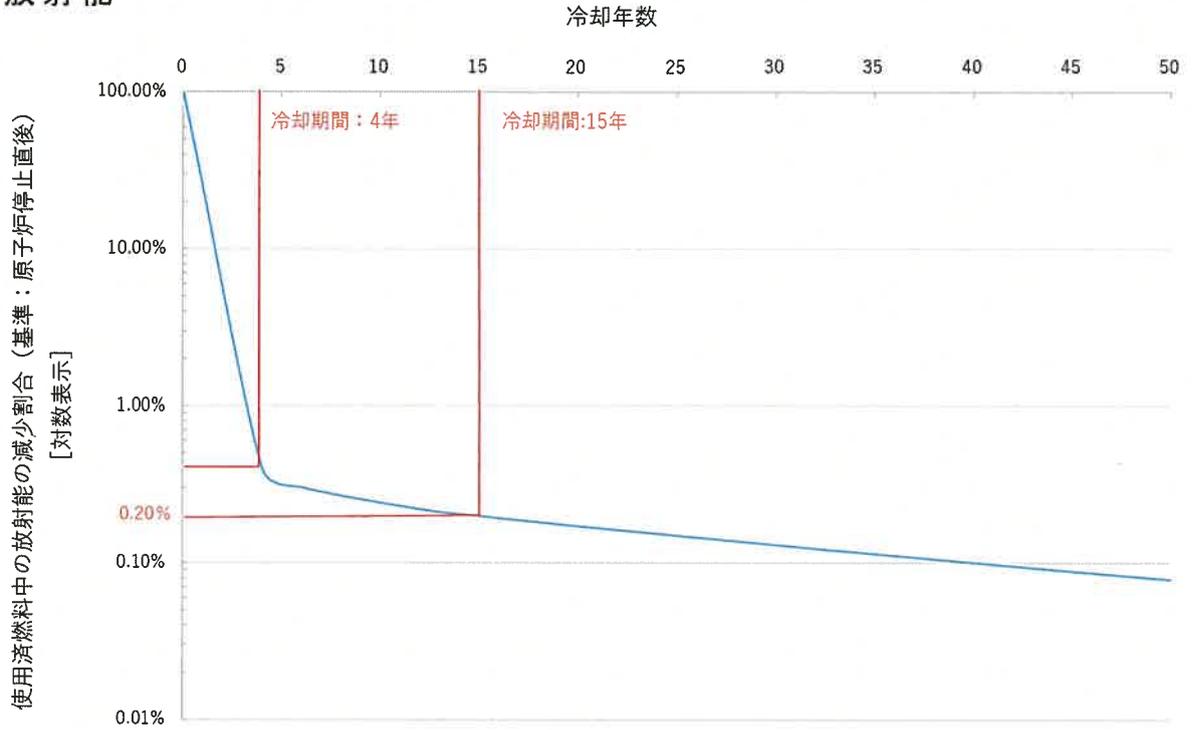


別紙図 4 本件再処理工場の主要な施設の概要

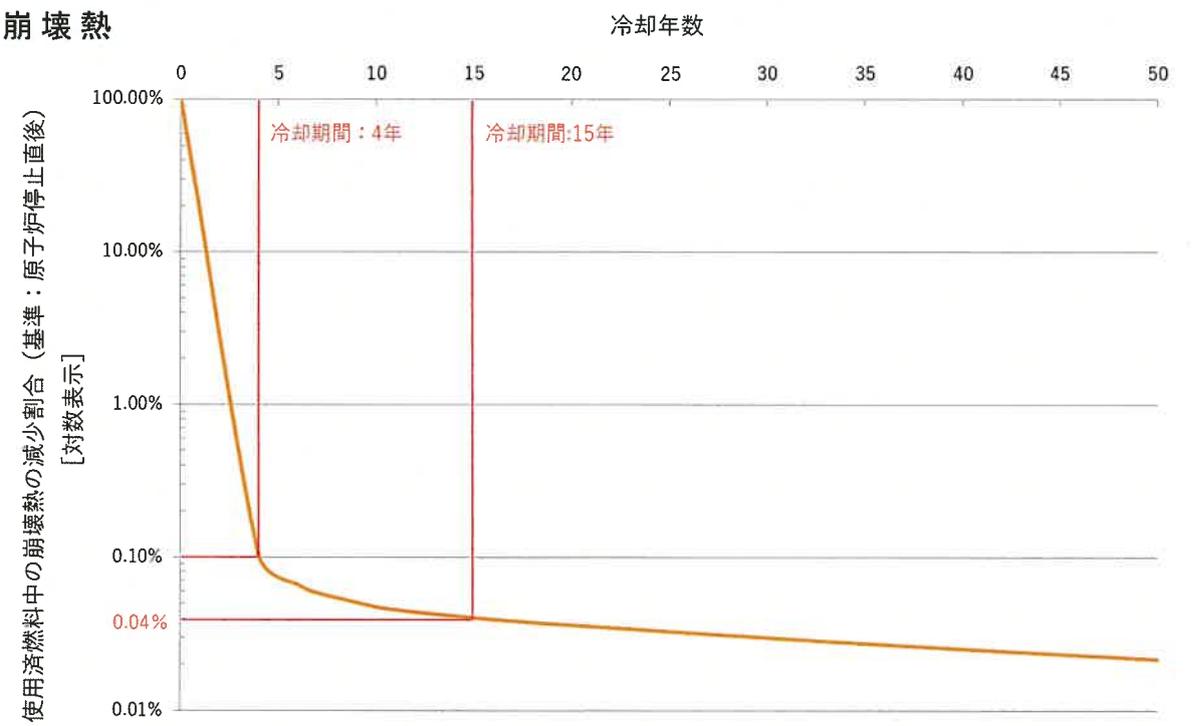


別紙図5 原子炉停止直後からの放射能及び崩壊熱の減少

放射能



崩壊熱



語句注

(注1) ウラン

ウランとは、原子番号92の元素をいう。ウランは、ラジウム、トリウム等と並んで天然に存在する放射性元素の一つである。天然のウランは、ウラン235、ウラン238等の同位体（「同位体」参照）の混合物であり、その存在比はそれぞれ約0.7パーセント、約99.3パーセント等である。

(注2) 採鉱、製錬、転換、濃縮、再転換、成型加工

採鉱とは、ウラン鉱石をウラン鉱山から採掘する工程をいう。

製錬とは、採鉱されたウラン鉱石からウランを取り出して精製し、ウラン精鉱にする工程をいう。この工程において、ウラン鉱石から化学的処理によって大部分の不純物を除くと、粉末状の産物が得られる。この粉末は一般に黄色でケーキ状であるため、イエローケーキと呼ばれる。

転換とは、イエローケーキを次の濃縮工程への準備として六フッ化ウラン（ウランとフッ素との化合物）にする工程をいう。

濃縮とは、六フッ化ウラン中におけるウランの同位体である燃える（核分裂反応（「核分裂反応」参照）を起こして熱エネルギーを発生させる）ウラン235のウラン総重量に占める比率を、軽水炉（「原子炉、軽水炉」参照）型の原子力発電所で燃料として使用できるように、約0.7パーセントから3ないし5パーセント程度まで高める工程をいう。

再転換とは、濃縮した六フッ化ウランを燃料用に成型加工するために、粉末状の二酸化ウラン（ウランと酸素との化合物）にする工程を

いう。

成型加工とは、粉末状の二酸化ウランを円筒形のセラミック状に堅く焼き固めて燃料ペレットと呼ばれる状態にし、これを金属製の被覆管（「（燃料）被覆管」参照）に封じ込めて燃料棒とし、更に原子炉に装荷するために燃料集合体として燃料棒を数十本ごとに組み立てる工程をいう。

（注3）原子炉，軽水炉

原子力発電所で用いられる原子炉とは、核分裂性物質における核分裂連鎖反応を安定的に制御しながら臨界（「臨界」参照）を維持し、その核分裂連鎖反応により発生する熱エネルギーを冷却材に伝える装置をいう。

原子炉を構成する基本的な要素は、①核分裂を起こして熱エネルギーを発生させる燃料、②核分裂によって発生する高速中性子（「中性子」参照）を次の核分裂を起こしやすい熱中性子の速度にまで減速させるための減速材、③核分裂で発生する熱エネルギーを外部に取り出すための冷却材、④核分裂により発生する中性子を吸収して中性子の数を調整することにより核分裂連鎖反応を安定的に制御するための制御材等である。

軽水炉とは、原子炉のうち、減速材及び冷却材としていずれにも軽水（通常の水）を用いるものをいう。軽水炉型原子炉には、原子炉の中で冷却材を沸騰させ、そこで発生した蒸気を直接タービンに送る沸騰水型原子炉（BWR：Boiling Water Reactor）と、原子炉の中で冷却材に高圧をかけ、その沸騰を抑えることによって高温の水を作り、それを蒸気発生器に導き、そこで高温の水の持つ熱エネルギーにより別の冷却材を蒸気に変えてタービンに送る加圧水型原子炉（PWR：

Pressurized Water Reactor) とがある。

(注4) プルトニウム

プルトニウムとは、原子番号94の元素をいう。プルトニウムは、一般的には天然に存在しない放射性元素の一つであり、主として原子炉内において、ウラン238が中性子を吸収した後、放射線を放出して崩壊（「崩壊，崩壊熱」参照）することによって生じる。

(注5) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）とは、使用済燃料を物理的、化学的に処理すること（再処理）により取り出したウランやプルトニウムを酸化物の形で混合した燃料をいう。

MOXとは、Mixed Oxideの略である。

(注6) 同位体

同位体とは、同一元素に属する（すなわち同じ原子番号をもつ）原子の間で質量数が異なる原子を互いに同位体であるという。

原子は、陽子、中性子からなる原子核と核外電子とから構成されており、原子番号は、このうちの陽子の数（これは、通常、核外電子数に等しい。）をもって表示されるが、原子番号の同じ原子であっても中性子の数の異なるものが何種類か存在しており、これらが互いに同位体と呼ばれる。原子の質量数は、基本的には、陽子と中性子の数で決まることから、同位体により質量数が異なることになり、同位体を表示する場合には、通常、質量数（陽子数と中性子数との和）をもって示すこととなる。例えば、ウラン238とは質量数が238（陽子数92，中性子数146）の、ウラン235とは質量数が235（陽

子数 92, 中性子数 143) のウランの同位体である。

(注7) 核分裂反応

核分裂反応とは、ウランやプルトニウム等の重い元素の原子核が複数の原子核に分裂し、エネルギーや放射線を放出する反応をいう。

原子炉では、ウラン235の原子核が中性子を吸収して核分裂をし、これにより、大きなエネルギーを発生するとともに、核分裂生成物（「核分裂生成物」参照）と、中性子を生じ、この中性子の一部が他のウラン235の原子核に吸収されることにより次の核分裂を起こし、以後連鎖的に核分裂が持続される。連鎖的に核分裂が持続される現象を核分裂連鎖反応といい、核分裂連鎖反応によって持続的に発生するエネルギーを熱エネルギーとして取り出し、発電に利用するのが原子力発電である。

また、ウラン235のように中性子を吸収して核分裂を起こす物質を核分裂性物質という。

(注8) 中性子

中性子とは、陽子とともに原子核を構成している粒子をいう。なお、高速中性子とは、核分裂等によって発生する速度の速い中性子をいい、熱中性子とは、高速中性子が減速材等の原子核と衝突することによって運動エネルギーを失い速度が遅くなった中性子をいう。

(注9) プルサーマル

プルサーマルとは、プルトニウムを、軽水炉型の原子力発電所の燃料として使用することをいう。プルトニウムを、熱中性子炉（Thermal Neutron Reactor、サーマルニュートロンリアクター、熱中性子によって核分裂連鎖反応を維持する原子

炉をいい、軽水炉も熱中性子炉の一つである。)で使用することから、「プルサーマル」と呼んでいる。

(注10) $t \cdot U_{Pr}$

$t \cdot U_{Pr}$ とは、照射前金属ウラン重量換算であり、ウラン燃料の重量の基準をいう。ウラン燃料は、原子炉で燃焼すると重量が減ってくることから、照射前の重量を用いる。

(注11) 放射能

放射能とは、放射性物質が放射線を放出する能力のことをいう。放射能を表す単位としてベクレル(Bq)が使われる。放射線とは、高速で空間を伝わる粒子線(アルファ線、ベータ線、中性子線等)又は高いエネルギーを持つ電磁波(ガンマ線等)をいう。

(注12) ガラス固化体

ガラス固化体とは、使用済燃料を再処理した際に生じる放射能の高い廃液を、熔融炉の中で、溶かしたガラスと混ぜ合わせ、ステンレス鋼製の容器(キャニスター)に入れ、冷やし、固めたものをいう。

(注13) 放射性廃棄物

放射性廃棄物とは、使用済燃料の再処理の際に取り出した、核分裂生成物を主成分とする放射能の高い廃棄物である「高レベル放射性廃棄物」と、原子力発電所や核燃料施設等の原子力施設で発生する廃棄物のうち、高レベル放射性廃棄物を除く廃棄物である「低レベル放射性廃棄物」とをいう。

高レベル放射性廃棄物は、その放射能レベルが低下するには長い時

間がかかり、その間、人間の生活環境から隔離する必要があるため、我が国においては、これをガラス固化体にして貯蔵した後、最終的には地下300メートル以深の安定した地層に処分する方針としている。

低レベル放射性廃棄物は、放射能のレベル等によって分類され、その分類に応じて適切に埋設処分される。

(注14) 使用済燃料の直接処分

使用済燃料の直接処分とは、使用済燃料を再処理せずに、直接、地下に埋設して処分する方法をいう。

(注15) 動力炉・核燃料開発事業団（動燃）

動燃とは、昭和42年、特殊法人である原子燃料公社の業務を承継して、高速増殖炉等に関する自主的な開発、核燃料物質の再処理等を計画的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立された法人をいう。動燃は、平成10年、特殊法人である核燃料サイクル開発機構となり、核燃料サイクル開発機構は、平成17年、特殊法人である日本原子力研究所と統合され、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構となった。

(注16) 原子力安全委員会

原子力安全委員会とは、昭和53年10月、原子力の安全確保体制を強化する目的をもって、原子力委員会の機能のうち、安全規制を独立して担当するものとして総理府に設置された（中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）により、平成13年1月6日以降は内閣府に設置されるものとされた。）組織をいう。原子力安全

委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画、審議し及び決定する権限を有していた。また、原子力安全委員会の下には、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会をはじめとする各種の専門部会等が組織され、調査・審議が行われていた。なお、原子力安全委員会は、原子力規制委員会の設置に伴い、平成24年9月19日をもって廃止された（原子力規制委員会設置法附則13条）。

（注17）核分裂生成物

核分裂生成物とは、原子核の核分裂の結果生じる核種（「核種」参照）及びこれら核種の一連の崩壊によって生じる核種の総称をいう。

（注18）有機溶媒

有機溶媒とは、有機性の溶媒をいう。本件再処理工場では、ウランとプルトニウムの抽出剤として、TBP（りん酸三ブチル：tributyl phosphate の略）をn-ドデカン（normal-dodecane）で希釈した有機溶媒を用いている。

（注19）核種

核種とは、質量数及び原子番号によって定まる原子又は原子核の種類をいう。放射性のものは、放射性核種と呼ばれる。

（注20）崩壊、崩壊熱

崩壊とは、放射性物質が放射線を放出して別の物質に変化することをいう。

崩壊熱とは、放射性物質が崩壊して、放射線を出すときに発生する

熱のことをいう。

(注 2 1) 半減期

半減期とは、放射性物質の放射能が、崩壊により初期の値の半分になるまでに要する時間のことをいう。

(注 2 2) (燃料) 被覆管

(燃料)被覆管とは、燃料ペレットを収納するジルコニウム合金(ジルカロイ)製の管をいう。(燃料)被覆管は、燃料ペレットの位置を保持して形状を維持する機能のほか燃料ペレットから一部漏出する核分裂生成物を閉じ込める機能を有する。

(注 2 3) 硝酸ウラニル溶液

硝酸ウラニル溶液とは、ウランを含む硝酸溶液をいう。

(注 2 4) 硝酸プルトニウム溶液

硝酸プルトニウム溶液とは、プルトニウムを含む硝酸溶液をいう。

(注 2 5) 臨界

臨界とは、核分裂連鎖反応が同じ割合で持続している状態をいう。ウラン 235 が核分裂すると、複数個の新しい中性子が飛び出し、その中性子が次の核分裂を起こす。このようにして、連続的に核分裂が続いていくことを核分裂連鎖反応というが、この連鎖反応が同じ割合で持続している状態を臨界という。

(注 2 6) 基準地震動

基準地震動とは、原子力発電所、再処理工場等の耐震設計に用いるために策定する地震動をいう。